

板橋区交通政策基本計画策定委員会設置要領

平成30年5月24日都市整備部長決定

(目的)

第1条 この要領は、板橋区交通政策基本計画策定委員会設置要綱（平成30年5月21日区長決定。以下「要綱」という。）第10条に基づき、板橋区交通政策基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(委員会の公開)

第2条 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員会が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

2 委員会の会長は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人が守るべき事項)

第3条 前条により委員会を公開する場合においては、傍聴人は会長の指示に従うとともに静粛を旨とし次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 傍聴人は、書面により傍聴を申込み、係員の指示に従うこと。

(2) 委員会の会場において写真を撮影し、又は録音その他の方法により記録をとってはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(3) 発言に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合、又は指示に従わない場合には、退場を命ずることができる。

3 傍聴人は、会長に退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

4 委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は会議を傍聴することはできない。

(会議録)

第4条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

(1) 開催日時、会場、出席した委員等の氏名、議題、配付資料名

(2) 会議の概要

(3) その他会長が必要と認める事項

2 会議録は、公開とする。

(庁内検討会の構成及び運営)

第5条 要綱第8条に規定する庁内検討会は、座長、座長代行及び委員をもって構成し、構成員は別紙1のとおりとする。

2 庁内検討会は、座長の招集により開催する。

- 3 座長は、庁内検討会を招集する場合は、議事の内容、日時、場所、その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 座長に事故があるとき又はかけたときは、座長代行がその職務を代理する。
- 5 座長が必要と認めるときは、庁内検討会委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聞くことができる。
- 6 座長が、急を要すると認めるとき又は庁内検討会の会議を開くことができないと認めるときは、各委員との協議をもって、会議に代えることができる。
- 7 庁内検討会の事務局は、都市整備部都市計画課交通政策担当に置く。

(ワーキンググループ)

第6条 個別施策の詳細な検討を行い、庁内検討会の円滑な運営を図るため、庁内検討会の下にワーキンググループを設ける。

- 2 ワーキンググループは、グループリーダー及びグループ員をもって構成し、構成員は別紙2のとおりとする。

(ワーキンググループの運営)

第7条 第5条(第4項を除く。)の規定は、ワーキンググループの運営について準用する。
この場合において、これらの規定中「庁内検討会」とあるのは「ワーキンググループ」と、「座長」とあるのは「グループリーダー」と、「委員」とあるのは「グループ員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第8条 庁内検討会及びワーキンググループの会議は、非公開とする。

(委任)

第9条 この要領に定めのない事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成30年5月24日から施行する。

なお、組織改編に伴う組織名の変更は、随時、読み替えるものとする。

別紙1 (第5条関係)

庁内検討会構成員

役職名	担当職名称
座長	都市整備部長
座長代行	都市整備部 都市計画課長
委員	政策経営部 政策企画課長
	危機管理室 防災危機管理課長
	区民文化部 地域振興課長
	産業経済部 産業振興課長
	産業経済部 くらしと観光課長
	健康生きがい部 おとしより保健福祉センター所長
	福祉部 障がい者福祉課長
	子ども家庭部 子ども政策課長
	資源環境部 環境政策課長
	都市整備部 市街地整備課長
	都市整備部 拠点整備課長
	都市整備部 地区整備事業担当課長
	都市整備部 鉄道立体化推進担当課長
	都市整備部 高島平グランドデザイン担当課長
	土木部 管理課長
	土木部 交通安全課長
	土木部 計画課長
	教育委員会事務局 地域教育力推進課長

別紙2（第6条関係）

庁内検討会ワーキンググループ構成員

役職名	担当職名称
グループリーダー	都市計画課長
グループ員	政策企画課 政策企画担当係長（計画グループ）
	防災危機管理課 防災危機管理担当係長（防犯促進グループ）
	地域振興課 地域振興係長
	産業振興課 産業振興担当係長（商工振興グループ）
	くらしと観光課 観光事業担当係長（観光振興グループ）
	おとしより保健福祉センター 管理係長
	障がい者福祉課 ユニバーサルデザイン推進係長
	子ども政策課 育成係長
	環境政策課 低炭素社会推進係長
	環境政策課 生活環境保全係長
	都市計画課 土地利用計画担当係長
	都市計画課 開発計画担当係長
	都市計画課 まちづくり計画担当係長
	都市計画課 交通政策担当係長
	都市計画課 都市景観担当係長
	市街地整備課 市街地整備担当係長（防災まちづくりグループ）
	拠点整備課 拠点整備担当係長（調整グループ）
	拠点整備課 拠点整備担当係長（鉄道立体化推進グループ）
	拠点整備課 拠点整備担当係長（地区整備事業グループ）
	土木部管理課 道路管理係長
	交通安全課 交通安全担当係長（交通安全グループ）
	交通安全課 交通安全担当係長（自転車グループ）
	計画課 計画担当係長（計画調整グループ）
	計画課 計画担当係長（計画事業グループ）
	地域教育力推進課 地域連携係長